

令和8年6月24日

公立大学法人京都市立芸術大学

理事長 小山田 徹 様

公立大学法人京都市立芸術大学

監事 長谷川 佐喜男

監事 安保 千秋

監 査 報 告 書

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項に基づき、公立大学法人京都市立芸術大学の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第14期事業年度の業務について監査を実施しました。その結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

私ども監事は、関係者から業務運営の報告を聴取するとともに、会計監査人から監査に関する報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を行いました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 財務諸表は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して記載すべき事項を正しく示しているものと認めます。
- (3) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 事業報告書は、公立大学法人京都市立芸術大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは規程に違反する重大な事実は認められません。

以上